

独占価格について

尾 又 正 則

第一章

マルクス主義経済学者が、新たな段階としての独占資本主義の段階をマルクス『資本論』—価値論の世界—体系の論理次元に解消してしまうという誤説を何故採用するのか。我々は、その根拠を、マルクス『資本論』、第三巻、第七編、「諸収入とその諸源泉」、第五十章、「競争の外観」におけるマルクスの「独占価格」規定のうちに見出しうる。

「ある商品の独占価格は、他の商品生産者の利潤の一部を、独占価格をもつ商品の上に移すにすぎないであろう。間接に種々の生産部面間の剰余価値の分配における局部的攪乱が生ずることはあるであろうが、この攪乱もこの剰余価値そのものの限界を変化させはしないであろう。独占価値をもつ商品が、労働者の必要消費にはいるとすれば、その商品は労働賃金を高くし、したがって、剰余価値を減少させるであろう。もともと、労働者が以前通りに彼の労働価値を支払われるとすれば、である。それは、労働賃金を労働力の価値以下に押し下げうるであろう。しかしそれは、労働賃金が、その肉体的最低限界以上にあるかぎりにおいてのみのことである。この場合には、独占価格は実質的労働賃金からの控除および他の資本家の利潤からの控除によって、支払われるであろう。独占商品が諸商品価格の正常な調節に影響する限界は、確然と規定されていて、精確に計算されうるものであろう。」^①

独占価格について（尾又）

右のマルクスの「独占価格」規定は、ある部門の商品価格が価値（生産価格）を超えた独占価格として設定されたとしても、実質賃金の切り下げを問わないとすれば、その独占利潤の源泉は、他の資本家の剰余価値（利潤）からの控除、すなわち剰余価値の単なる再分配にすぎない、ということを強調したものであり、ここでいうところの独占価格・独占利潤には、価値法則によって規制される明確な社会的限界が存在することが強調されているのである。

要するに、マルクスは、独占利潤の源泉は、

(1) 資本一般（自由・完全競争）の段階範疇である労働力の価値と価格との一致を前提として、当該独占商品が賃金財ならば賃金が騰貴して結局は消滅する。

(2) 実質賃金の切下げ

(3) 各企業間において生ずる剰余価値の再分配の結果としての一企業の他企業に対する利潤の食い込みのいずれかに帰するものとしたのである。

マルクスのいうところの独占価格は、一時的、個別的には、価値および生産価格を越えることはできても、長期平均的には、総独占価格は、社会的総生産過程で形成された総価値に帰属し、それを越えることはできない。従って、総独占価格は、社会的総価値によって限界づけられるとともに、総独占価格は、総価値（総生産価格）と総市場価格に等しい。故に、マルクスの「独占価格」に対する命題は、総価値 \parallel 総生産価格、総剰余価値 \parallel 総利潤—すなわち、価値・価格一致を基礎範疇とする資本一般（自由・完全競争）の段階範疇に属すべきものであると、定義されうる。

現在、ほとんどのマルクス主義経済学者達は、マルクスのこの「独占価格」論に全面的に依拠して独占資本主義の段階を語っているのである。だが、それは、独占段階分析にとっての有効な手段ではなく、自由競争段階に固有の論

理でしかない。こうした傾向は、外国では、ヒルファーディング (R. Hilferding, Das Finanzkapital.) にはじまり、セレブリヤコフ (V. Serbryakov, Dujenie Tsen u Sovremennom Kapitalizme) を経て、スウーバー (M. Sweezy, Theory of Capitalist Development) に至るものである。

ところで、右の三者の中から、マルクスの「独占価格」に対する命題が、そっくりそのまま独占資本主義の段階にも適用される、というセレブリヤコフの見解を検討してみよう。

「何よりもまず、価値は依然として独占価格に対する真の一般的限界をなしている。価格総額は、産業資本主義時代においても、帝国主義の条件下においても価値総額の枠で制限されている。独占価格は価値総額のある程度の分配替や、或る種の独占商品の価格がその価値以上に高くなることと関係はしているが、しかし、価値から『解放』されたり、その限界を越えたりしうるものではない」^②。

「かくして独占価格の合法則性は価値法則および生産価格法則を廃止しないばかりでなく、それらのより一層の特殊な発展および修正なのである。この修正は、独占的支配が巨大資本家達のために、巨額の必要価値や小商品生産者のつくり出す価値や他の資本家達の剰余価値を収奪する可能性を与えることにある。独占の支配は独占商品の価格を価値(従って生産価格)以上に吊上げ、かくして価値総額の分配替を実現するものである」^③。

見られる通り、セレブリヤコフにあっては、「独占価格」は、価値によってその「一般的限界」を画されており、「価値総額」の「枠」で「制限」されるべき性質のものであった。従って彼の主張からすれば、「独占価格」は、「価値法則」、「生産価格法則」を「廃止」するどころか、より「一層」の「特殊な発展」、「修正」として考えられることもた、「独占商品の価格は」、「価値」および「生産価格」以上に「吊上げられた価格」ということになる。

然るに、歴史的に制約された運動原理たる価値法則、剰余価値法則（生産価格法則、平均利潤法則）が、独占資本主義の段階でも依然として作用しているものと想定するならば、現代独占は、資本一般の諸法則の量的拡大として設定されざるをえず、その質的側面とともにその法則的解明は無視されることになるであろう。「独占価格」は、「価値法則」、「生産価格法則」を「廃止」したところで理論的に考察されなければならないのであって、それら諸法則の「一層」の「特殊な発展」、「修正」の基礎上で想定されてはならない。セブリアーコフの言う「独占価格」Ⅱ「生産価格以上に吊上げられた価格」―「価値総額の分配替」・「社会的総剰余価値の再分配」―という定義は、マルクスの「独占価格」論と共通の次元にたつものであり、到底、我々を納得させうるような方法論ではない。

これまでの展開から明らかのように、マルクス『資本論』は、価値・価格一致を前提とした平均利潤法則・生産価格法則の体系であり、独占資本主義分析の有効な手段ではないことが論証された。「独占価格論」は、価値論の世界から隔絶されたところで説明されなければならない。^④

注

- ① Das Kapital, III, ss. 868~869. 邦訳、『資本論』第三巻、一〇七六ページ。但し、邦訳版は、向坂逸郎訳を用いた。
- ② V・セブリアーコフ、堀江色一、団政夫訳、『独占資本と物価』五一ページ。
- ③ 同右、五三ページ。
- ④ 高須賀義博教授も言われるように、従来、マルクス経済学では、「独占価格の成立によって価値法則が修正されるとするものも、また貫徹するとするものも、ともに独占価格の問題を価値法則との関連で取上げねばならないし、現にそうであった」。そして完全競争が支配した産業資本主義下では、「価値法則は生産価格、したがって、平均利潤率を成立せしめるという形で貫徹していたのであるから、独占資本主義においても価値法則が貫徹するとすれば平均利潤率の存在を通して

行なわれるにちがいないという発想が結びついて、従来の独占価格研究では、「独占価格は、独占力によって生産価格以上に上げられた価格であると規定する見解がほぼ支配的であった」。しかし、「産業資本主義段階で一般的利潤率を成し立てしめていた原子的競争は独占の出現によって大きく変容を余儀なくされた」。したがって、「そこから独占価格の判定基準としての生産価格、あるいは独占利潤判定基準としての一般的利潤率が、独占資本主義のもとにおいて現実的カテゴリーとして存在しているか、それを理論的カテゴリーとして設定できる現実的機構があるかどうか、という疑問は当然である」。このようになる。

更に教授は、生産価格を基準とする独占価格研究は、独占段階における生産価格範疇の現実的有効性を主張し、それに基づいて独占価格をそれからの「乖離」、あるいは「変容形態」として把握するタイプと、生産価格範疇を独占価格の判定基準として「観念的」に想定するタイプに分類されて、ヘルスナー論文(Oel Bner, F.: Ein Beitrag zur Monopoltheorie, Probleme der Politischen Ökonomie, Band 3, 1960)に依拠されつつ、従来の独占価格研究を次の四つの類型にまとめられる。

(1) 平均利潤率の法則は独占資本主義においても作用し続ける。その貫徹は極めて困難になるが、結局統一的社会的平均利潤率が貫徹する。この見解は、マツルバ、モリジエフ、W.: Monopolpreis und Wert, Marxistische Forschung, 1949)、『メンデルソフ(Mendelson, L.: Über einige Seiten des ökonomischen Grundgesetzes des Imperialismus, Sowjetwissenschaft, Gesellschaftswissenschaftliche Abteilung, 1955)、『ソルゲツキエフ(Арангерян, А. Г.: Вопросы теории монополийной цены, 1961)、『ポギンスキー(Рогинский, Г.: Монополияная прибыль, 1961)、『ヘンベルグ(Hemberg, H.: Über die Herausbildung der Durchschnittsprofitrate unter den Bedingungen des Imperialismus, Wirtschaftswissenschaft, 1958)、『ヤンブリヤーコン(ヤンブリヤーコン『独占資本と物価』堀江節一・園迫政夫訳)が代表する。

(2) 二つの相異なる平均利潤率、つまり独占的部門の平均利潤率と非独占部門の平均利潤率が存在する。これは、『ヴァン・マズキエ(Бародский, С.: Теория средней прибыли и цены производства К. Маркса в свете современных данных, 1956)、『ブロン(Браун, Н. J.: Monopolpreis, Monopolprofit und das ökonomischen Grundgesetz des Kapitalismus, Wissenschaftliche Zeitschrift der Technischen Hochschule Dresden, 1958/59) 林直道教授(林直道

「資本主義の基本的経済法則—東ドイツ経済学会の論争によせて—」(下) 第二部「資本主義の基本的経済法則にかんする若干の考察」四「独占段階における平均利潤法則の作用形態」『経済学雑誌』第三七卷(第二号)の考えである

(3) 平均利潤率は非独占部門には存在するが独占部門には存在しない。ビルファディング (R. Hilferding, Das Finanzkapital, S. 286) ベーレンス (Behrens, F.: Bemerkungen zur Profitrate im monopolistischen Kapitalismus, Wirtschaftswissenschaft, 1957) 等の見解はこれである。

(4) もはや平均利潤率なるものは存在しない。なぜならば、それは独占資本主義の本質と矛盾するからである。テュルバー (Tjulp, J. J.: Die Struktur des Kapitalistischen Maximalprofits, Neue Welt, 1954) カズロン (Козлов, П. А.: Действие закона стоимости в условиях современного капитализма, 1964) の見解と或る程度カルワイ (Kalweit, W.: Über die Ursachen der Preissteigerungen im modernen Kapitalismus, 1958) の見解がこれに属す。

以上が教授のあげられた四つの類型であるが、第一の見解は、独占・非独占を含めた一般的利潤率均等化傾向を容認し、第二・第三の見解は、非独占部門においては平均利潤の存在を容認する。それに対して第四の見解は利潤率均等化傾向を全面的に否定する。

ところで、ひとくちに独占資本といってもその中には完全独占もあれば複占もあり寡占もあり多占もあって、各々労働条件も違えば生産性も違う。独占体間ですら利潤率が均等化する根拠はなさそうである。同じようにひとくちに非独占資本といっても、その中には大企業もあれば中企業もあり小企業もあり零細企業もあって、非独占体間でも階層ごとに利潤率は違う。従って独占体間・非独占体間での統一的社会的平均利潤率の貫徹、前者でのより高い平均利潤率、後者でのより低い平均利潤率の形成などというのは、資本主義あつて以来の最大の不均等というべきであり、これをもしあえて「均等」よばわりするならば、史上いまだかつて「均等」などは存在しなかったことになる。「均等」化法則というからには、全社会的全産業的な、たったひとつの、一重の率の均等でなくてはならない。それが法則というものである。たしかに複占間、寡占間、多占間、大企業、中企業、小企業間、零細企業間というように同一階層のあいだにおいては生産条件が等しいという可能性がありうるから、生産条件の等しい各階層のあいだでは利潤率が均等化する傾向はあるだろう。しかし、それは資本一般—自由(完全)競争—段階で形成された全国民的市場規模でのそれではなく、単なる特殊的部分的

市場現象でしかない。到底、一定の法則性をもって展開されるべきものではない。

従って、現代資本主義下での独占価格を一定の法則性をもって語ろうとするならば、それは、自由（完全）競争段階に固有な平均利潤法則・生産価格法則を否定した基礎上的のみ、科学的・論理的に規定されるのである。

その意味で我々は、高須賀教授が、まとめられた四つの類型のうち、第四の見解を基本的には支持する。（以上に関して、詳しくは、高須賀義博、『現代価格体系論序説』、128—156ページを参照されたい）

第二章

歴史的に制約された自由（完全）競争—資本一般—の段階では、生産価格を越えて独占価格が設定され、その結果として超過利潤が形成されても、それ自体、一時的、経過的な利潤超過分であり、長期・平均的には価値に一致すべき性質のものであった。それ故、我々は、かかる独占価格を価値・価格一致を前提とする資本一般の段階のものであることを確認したのである。

このように考えると、第一章の冒頭に示したような、いわゆる「剰余価値再分配」—すなわち、優良企業による弱小企業の形成した剰余価値の一方的収奪—をもって現代独占を語ろうとする諸説に対して、我々は根本的な疑問を提起しなければならぬであろう。くだいようだが、マルクス主義経済学者達が言うところの「剰余価値再分配」の結果形成される「独占価格」は、社会的総生産過程の前後になんらの剰余価値をもたらさないばかりでなく、それ自体、価値および生産価格から一時的に背離しようとも、結局のところ価格変動の重心たる価値に一致する、いわゆる自由（完全）競争段階（資本一般の段階）範疇に属すべき性質のものであることを我々は再度確認しなければならぬ

いであるう。

ところで、マルクスの「独占価格」の命題をそっくりそのまま現代独占分析に適用される松石勝彦教授の所説を検討してみよう。

周知のように、自由（完全）競争の時代でも個別分散的には独占が形成され、独占価格が成立しうることは、理論的にも事実的にもみとめられたところである。従って、松石教授が、「独占の成立によって、独占部門では生産価格を上回る独占価格が成立し、他方、逆対応的に非独占部門では生産価格を下回る競争価格が成立する。」^①と言われるとき、それは自由（完全）競争段階の論理としては異議をほさむ余地のないものである。しかし、教授は進んで独占資本主義の段階にもなおかつこの論理を全面的に援用し、「独占段階において成立する独占部門の独占価格、競争部門の非独占価格についてはなおさらのこと」^②と主張され、独占資本主義の段階をそれとは歴史的にも論理的にも明確に区別されねばならぬ資本一般の段階に解消されてしまうのである。「生産価格を上まわる独占価格」とか「生産価格を下まわる競争価格」とかの言いまわしからも明らかのように、教授にあつては、独占段階においても自由（完全）競争段階におけると同じように、生産価格、従つてまた平均利潤法則の貫徹が想定されている。

だが、他方で教授は、「生産価格は競争の全面的展開の結果であるから、独占資本主義においては、そのままの姿では存続していない。直接そのままの形で存続しているとすれば、独占価格が現代の支配的な価格形態でなくなり、ひいては独占資本主義でなくなろう。」だから、「直接の価格現象をみれば、生産価格や平均利潤法則が否定されるのは当り前」^③である、と言われる。この限りにおいて、我々は教授の見解に基本的には賛同したい。しかし、教授は、これにすぐつづいて前言を修正し、「独占が競争を内包している以上、生産価格は独占価格の基底として抽象的に存

続しているのである。……生産価格は、それをうみ出した母体である競争が独占に転化するとき、独占価格に転化する。……生産価格は、独占資本主義においては、その対立物である独占価格という現象形態をとっていぜん存続し、君臨しているのである。」と断言され、自由（完全）競争段階に固有の生産価格・平均利潤法則の延長線上に独占価格を語っておられるのである。結局、教授にあっては、独占価格とは生産価格の単なる現象形態でしかなかった、と考えるべきである。

さらに、セレブリアーコフと共に剰余価値再分配説の典型として松石教授の独占価格論に目を移してみよう。

教授は、「独占価格の形成」、「価格つりあげの実現は」、「非独占部門の剰余価値を横取りすることによってはじめて可能になる」とされ、「つり上幅」は、「あくまでも剰余価値の部門間移転」、「部門間配分替えを通してはじめて実現される。」^⑤と言われ、続いて教授は、独占価格を次のように定式化される。

独占価格 \parallel 生産価格 + 独占的超過利潤(B) \parallel 費用価格(K) + 自部門で生産した剰余価値(m) + 価値移転部分(a) + 独占的超

過利潤(B) \parallel K + m + a + B

非独占価格 \parallel 生産価格 — 独占的超過利潤(B) \parallel K + m — a — B ^⑥

見られるように、教授は、単なる社会的総剰余価値の「配分替え」の問題として独占価格論に接近しておられる。この意味では、マルクスの命題を援用されつつ、結局セレブリアーコフの独占価格論と全く次元を同じくするものがある、と思われる。それは、教授自身も認めておられるように、「生産価格を上回る独占価格の設定」は、「価値を上回る生産価格の場合と全く同じ」であり、さらに「他の非独占部門の価格を生産価格以下にへこますことによつてのみ可能である」^⑦という点に明確に表現されていると思われる。

つぎに本間要一郎教授の見解を検討しよう。氏は、松石教授等を含めた大部分のマルクス主義経済学者とは異なり早くから独占資本主義段階での生産価格・平均利潤法則の「変形」あるいは「存続」説を批判してきた論者である。

教授は、「独占段階において、各種商品の市場価格を規制するものは、もはや『生産価格』ではありえない。少なくとも、全般的自由競争段階においてそれが果たような機能を、そのままの形で認めることはできない。」とされ、その根拠を「独占のもとでは、全般的自由競争が構造的に阻害され、部門間における利潤率の不均等が恒常的なものになっている」という点に求めておられる。

右の引用文からも明らかのように、教授は、全般的自由競争段階から独占段階に移行すると、「市場価格」を「規制するもの」は、もはや「生産価格」ではありえないとされている。こうした方法は、同時に教授自身が、自由（完全）競争段階を、価値・価格一致、生産価格・平均利潤法則—平均化原理—の体系とされ、独占段階を、価値・価格不一致、生産価格・平均利潤法則の崩壊—差別化原理—の基礎上で形成される体系と断言しておられるように思えるのである。こうした段階規定こそ、我々は、「独占価格」の理解のための正当な方法であると考ええる。ところが教授は、「独占的超過利潤」の実体を規定する段階になるとその根拠を「独占的生産価格と個別的生産価格の差」^⑩に求められる。しかしながら教授の正当と思われる前提によれば生産価格という範疇は、完全競争の支配する原理論の段階のものであり、それは同時に総価値＝総生産価格の資本一般の段階で成立すべきものであった。そうした一定の歴史的段階に制約された「生産価格」範疇の崩壊の結果として教授は、「独占価格」の成立を述べられたはずである。教授のこうした考え方からするならば、到底、「独占的生産価格」という概念は設定できなかったはずである。教授が、「…：『独占利潤』にしる、『独占超過利潤』にしる、いずれにしてもその源泉は、少なくとも基本的には、他部門で生産

された剰余価値にある」といわれるとき、結局、教授もマルクスの独占価格規定を援用されつつセレブリヤーコフ、松石教授と同じ論理次元にたつておられると思われるのである。

最後に、従来のマルクス主義的論者とは異なり、「資本主義発展の独自の一段階としての独占資本主義を理論的に把握」^⑭されようとする大島雄一教授の見解を検討しよう。

「資本主義をそれ以前の資本主義と区別する基本的条件は、生産の集積、資本の集中であり、そこから発する資本一般の巨大独占資本と中小非独占資本との分裂である。ここではもはや資本家的平等は形骸化した仮象にすぎず、競争の全社会的均等化作用も失なわれる。このばあい、生産価格、平均利潤法則の支配する社会的条件はもはや存在しないのであって、それらは失効するというべきである。」「もしこうした法則支配の社会的条件を無視して生産価格平均利潤法則の依然たる支配を語るとすれば、独占段階を他と区別する基本的条件を正当に評価しえないことになり、資本主義発展の独自の一段階としての資本主義を理論的に把握しえないことになる。」^⑮

見られる通り、大島教授は、独占段階に移行すると「競争の全社会的均等化作用」が「失なわれる」、とされ、さらに「平均利潤法則の支配する社会的条件」はもはや「存在しない」、と言われる。

こうした大島教授の立論は、独占段階で「平均利潤法則」の「依然たる支配」を語るとすれば、「独占段階」を「他と区別する基本的条件」を「正当」に「評価し得ない」という結論に達する。大島教授の独占資本主義段階＝平均利潤法則崩壊説の結論は、以下のようになる。

「独占価格・独占利潤の法則について、生産価格、平均利潤法則からの『背離』としてではなく、それ自身の根柢において規定しなくてはならなくなる」^⑯

「独占価格、独占利潤に対する価値法則の規制を、総価値 \parallel 総価格、総剰余価値 \parallel 総利潤といった形で理解するのは理論的に根拠がなく、独占価格、独占利潤に対する価値法則の支配は別な仕方では確定されねばならない。」^⑤

右の規定からも明らかのように、教授は、「独占価格・独占利潤」は、「平均利潤からの背離」であり、同時に「総価値 \parallel 総生産価格」、「総剰余価値 \parallel 総利潤」という従来の通説的把握を、「理論的」に「根拠」のないものと否定しておられる。

以上に示したように、我々は、通説とは異なった教授の独占段階の理論的把握を正当なものと考ええる。けだし、我々が第一章で述べたように、労働と資本の自由な部門間流出入という基本的条件を欠落した段階としての独占段階を、平均利潤法則の喪失・資本一般の価値法則 \parallel 価値 \parallel 価格 \parallel の崩壊によって特徴づけられるからである。しかし、次の教授の主張は、これまでの規定とは相容れないもののように思われる。

「独占価格もまた価値法則の支配に服し、『独占価格が商品価格の正常な調整に影響する限界は確定されており、また正確に計算されうるであろう』ことは言うまでもない。だがそれは総価値 \parallel 総価格、総剰余価値 \parallel 総利潤といった算術的規制としてあらわれるのではけっしてない」^⑥

「独占価格」が「価値法則」の「支配に服す」ということは、とりもなおさず、「総価値 \parallel 総価格」、「総剰余価値 \parallel 総利潤」という価値による限界規制を決して越えるものではない。教授も認めておられるように、かかる独占価格の把握は、「マルクスの基本的観点の正当性を少しも損うものではない」^⑦。然るに、教授が自らの理論と従来の通説を区別されたメルクマールは、独占段階での生産価格・平均利潤法則の崩壊 \parallel 自由競争的な社会的条件の失効 \parallel という点にあったはずである。平均利潤法則が崩壊するならば、当然それを成立せしめ価値法則も「失効」すべきである。

資本一般の価値法則と平均利潤法則は、自由競争段階の固有の法則であり、不可分離の相互関係にあるのである。だが、両者を分断させ、独占段階でも同様に資本一般の価値法則たる総価値||総価格、総剰余価値||総利潤を前提するならば、まさしく自由競争段階の原理をもって独占段階の原理―差別化原理―を語っておられることになるであろう。平均利潤法則は、マルクスの独占観―剰余価値の再分配説―の否定という基礎上で想定されるべきものである。教授の平均利潤法則と資本一般の価値法則に対する二元論的把握は、正当にも独占段階を生産価格・平均利潤法則の崩壊と規定されながらも、結局価値次元の世界で独占価格論を構築されようとするものである、と考えられるのである。

教授の平均利潤法則・価値法則に対する二元論的把握は、次のような論理矛盾をひきおこされる。

教授は、「独占段階にあつても、独占資本相互間には資本移動の決定的制限は存在しない」ということから、「独占資本相互間では株式取得や銀行等による信用供与をおして、さらには直接的合同をおして、部門間の障壁をのりこえることはさして困難なことではない。」と言われる。さらに教授は、「独占価格・独占利潤の規定も、独占的競争にもとづく独占利潤率の均等化傾向が貫徹しているという前提の上であたえられるべきであろう。」とされ、しかもこのばあい、「一九世紀的均等化とことなるのは、この均等化が独占資本相互間の傾向であつて非独占資本はそこから排除されるということである。」^⑩とされる。

言うまでもなく、自由競争段階での独占は、一時的・例外的であり、やがて消滅すべき性質のものであつた。しかし、今日の段階にあつては、独占は、長期体制的である。独占的競争自体が他企業の新参加を不可能とし、不完全雇用が資本と労働の自由移動を阻害する。かくして、諸商品の個別的価値が、統一的市場価値に転化される条件は喪

失され、価値は価格に一致せず、価値（＝生産価格）は価格運動の中心たり得ず、価格は長期体制的に価値から背離する。もはや、統一的全体市場は崩壊し、部分的市場に分散される。平均化原理の基本的条件は崩壊する。

このような段階状況のもとで、通説的な、「独占体だけの平均利潤」、「非独占体だけの平均利潤」、「独占体の平均利潤を下回る非独占体の平均利潤—二重の平均利潤」を語ってみたところでどれだけの意味があるだろうか。たとえ部分市場で平均利潤が成立したとしても、それは、資本主義はじまって以来の不均等というべく、「不平等不均の極致」である。決して法則とよばれ得るものではない。なるほど、複占では、利潤率が均等化し、一物一価が成立しうるし、同じように寡占間、多占間においてもその可能性はなくてはならない。しかし、これもまた法則の名に値いするものではない。なぜならば、平均利潤法則—従ってまた一物一価法則—とは、独占体、または非独占体というような部分市場現象のものではなく、全体的国民市場の概念でなければならぬからである。従って、大島教授が言われるような「株式取得」や「銀行等による信用供与」等を通しての人為的操作によって、独占体間で平均利潤が成立したとしても、それは、もはや法則性をもって展開されるべき性質のものではないであろう。教授の言われる平均利潤法則は、それを恣意する主体の非現実的な無理な抽象であり、とうてい一定の法則性をもって語り得るものではなかった、と思われるのである。

ところで、教授のかかる平均利潤の水準は、いかなる点に求められているのであろうか。

「独占資本の要求利潤の一応の水準は、それぞれの帝国主義国の独占段階の移行期に、それぞれの国で伝統的に与えられていた平均利潤率の水準と見ることが出来る。独占資本は、こうした『伝統的』水準をとにかく安定的に維持し、そのうえで闘争計画を画策しようとする。」「いまこうした要求利潤率を『安定価格』とよぶとすれば、独占価

格の一般的規定は『費用価格プラス安定利潤率によって決定され指令〔管理〕される価格』つまり『安定価格』とみることができよう^⑩」

見られるように、教授は、独占利潤に対する水準としての平均利潤率を、各々の国で独占段階の移行期に「伝統的」に与えられていたものとされ、これまでの理論展開の中に突如として歴史の規定を介入せしめられる。さらに教授は、独占価格たる安定価格の一応の基準として、かかる平均利潤率——従ってまた安定利潤率——を想定しておられるのである。

しかし、教授は、さきに我々が示したように、「独占価格・独占利潤の規定」は、「独占的競争にもとづく独占利潤均等化傾向が貫徹しているという前提の上であたえられるべきであろう。」と述べられたはずである。教授の言われる「独占資本間相互」の「独占利潤率均等化傾向」は、独占的競争市場において現実に成立しうるものとしての「均等化傾向」であり、「独占価格・独占利潤の規定」は、そうした前提のうえで「あたえられるべき」であつたはずである。然るに、教授は、平均利潤率—安定利潤率—の水準を現実的な独占的競争市場ではなく、「歴史的」にあたえられるべきもの、としておられる。教授は、自ら展開された現実の問題を歴史の規定の中に解消しておられるように思われる。古結昭和教授が言われるように、「大島氏が歴史をもちだされるのは」、「独占部門平均利潤率を理論的に規定できないことの逆の証明なのではあるまいか^⑪」と考えられるのである。たとえば、教授の主張を認めたとしても、次の教授の規定は納得的ではないように思われる。

「独占価格・独占利潤は、局部的、一時的動搖を別とすれば、長期的にはこの水準（伝統的にあたえられた平均利潤—引用者）から大巾に背離しえない^⑫」としておられる点である。

現代資本主義下で、独占的大企業が獲得する独占利潤は、帝國主義諸国の独占への移行期たる一八七〇年代に各資本主義国に成立していた平均利潤率の水準から「大巾に背離しえない」ものだろうか。そうした比較靜態学的方法で得られた独占価格が、安定価格であるとするならば、とても現代の長期体制的な法外な独占利潤—最大限利潤—の実体は、説明できないのではあるまいか。さらに教授は、この平均利潤率の水準の維持について次のように言われる。

「この水準（伝統的に与えられた平均利潤—引用者）そのものは、蓄積の進展によって低落することが予定されるのであるから、その水準の維持そのものが、（独占資本による—引用者）非独占資本の取得すべき利潤の横奪によるのみ可能となる」²⁰

以上のように、教授は、利潤率傾向的低下の法則を通して低落する平均利潤率の水準の維持は、独占資本による「非独占資本」の取得すべき「利潤」の「横奪」によるのみ「可能となる」とされる。しかし、こうした展開は、「独占価格・独占利潤に対する価値法則の規制を、総価値 \parallel 総価格・総剰余価値 \parallel 総利潤といった形で理解するのは理論的に根拠がない」と言われた従来の教授の意図とは逆に、依然として剰余価値再分配の次元にとどまっておられるように考えられるのである。

教授は、独占価格解明の前提として、平均利潤法則を否定されながら、教授の言われる独占価格たる安定価格の規定の為に独占資本間相互の平均利潤法則を想定された。しかし、それは、教授の前提からすれば、決して現実的にも法則的にも成立し得るものではない。

だから教授は、それを歴史の中に求めざるを得なかったのだらう、と考えられる。それは、同時に、教授自身が、

独占段階における平均利潤を法的に展開し得ないことを、自らお認めになったことに他ならない。

以上、各論者の見解を検討したが、それらはいずれもマルクス主義的範疇に属するものであった。

いわゆる現代独占は、マルクス『資本論』における剰余価値再分配説から成る独占価格規定を否定した基礎上で想定されなければならない。

注

- ① 松石勝彦、『独占資本主義の価格理論』一六ページ
- ② 同右、一六ページ
- ③ 同右 一九八～一九九ページ
- ④ 同右 一九九ページ
- ⑤ 同右 一七八ページ
- ⑥ 同右 一八一ページ
- ⑦ 同右 一七八ページ
- ⑧ 「現代帝国主義講座」V『現代帝国主義の経済法則』四二ページ
- ⑨ 同右 四二ページ
- ⑩ 「現代帝国主義講座」V『現代帝国主義の経済法則』六七ページ
- ⑪ 同右、六七ページ
- ⑫ 大島雄一、『価格と資本の理論』、三八一ページ
- ⑬ 同右、三八一～三八二ページ
- ⑭ 同右、三八二ページ
- ⑮ 同右 三八二ページ

独占価格について（尾又）

- ⑬ 同右 三八二ページ
- ⑭ 同右 三九〇ページ
- ⑮ 同右 三九六―三九七ページ
- ⑯ 大島雄一、『価格と資本の理論』三九八ページ
- ⑰ 都留重人編、『新しい政治経済学を求めて』、古結昭和、「平均利潤法則の変容と独占価格の決定」三四一ページ
- ⑱ 大島雄一、『価格と資本の理論』三九八ページ
- ⑳ 同右 三九七ページ

第三章

我々は、これまでの展開を通して、従来の独占価格論は、独占価格に対するマルクスの命題「剰余価値再分配説」に属するものであることを論証した。では一体、独占価格及び独占利潤は、いかに展開されるべきか。

例えば、宇野弘藏教授は、次のように言われる。

「独占価格を決定しうる条件は、あらゆる資本に、あらゆる産業に、一様なるものではなく、具体的に異なる条件のもとに異なる決定をなしうることになるのであって、その原理的規定は、実質的内容のない形式的なものにならざるをえない。」^① また、新田俊三教授は、「独占価格ならびに独占利潤には一定の法則はない。」^② といわれる。さらに、その延長線上で、御園生等教授は、「このような現代独占の市場価格たる独占価格にはそれを規定すべき普遍的法則はみい出されない。」^③ と断言される。

以上の諸教授の独占価格に対する把握の仕方は、「いままでの独占価格のかんりの一般的法則が発見されなかつたのは、そんなものは存在しないからである。」と断定するスウィージーの論法の系列下に属するものである。すなわち、以上の諸見解は、いずれも「独占価格を決定しうる条件」は、「原理的」にはもはや想定されず、それを「規定」する一般的な「理論」も「法則」もありえない、とするものである。かかる立場をさらに徹底されるものとして、宇野弘蔵教授は、「いわゆる独占利潤は、平均利潤のように資本主義社会の基本的な経済的運動法則として規定しうるものではない。」^⑤と言われる。

いうまでもなく、完全競争と完全雇用の二大基礎範疇が前提とされた自由競争段階の基本的運動原理は、平均利潤法則であった。しかし、宇野教授が言われるように、自由競争段階の平均利潤法則のみを、「資本主義社会の基本的運動法則」とよび、それとは区別された独占段階は、もはや「法則」として「規定」しえない、と想定することができらるであろうか。法則性とは、自由競争段階のみに固有のものであって、他の資本主義発展段階には存在しないのであるろうか。しかし、法則といったところで、自由競争の法則もあれば、当然独占競争の法則もあるはずである。はたして「法則のない時代や社会」を「想定」できらるであろうか。宇野教授の言われるように、原理論における自由競争の法則以外のものを法則とよばないで単なる原則とよぶべきであると言ふならば、それは、「定義の問題」であり、「好みの問題」であらう。

以上の展開から明らかのように、スウィージー、宇野教授等の論者は、独占価格及び独占利潤の法則的説明を放棄されるものであった。

さらに進んで我々は、独占価格解明の為に、単なる剰余価値再分配説から成る独占価格論とは質的に区別されたマ

ルクスのもう一つの独占価格論たる本来的独占を検討しよう。

マルクスは、それを『資本論』、第六篇、第四十五章、「超過利潤の地代への転化」にて次のように定式化している。

「地代のこの両形態（差額地代と絶対地代―引用者）は、唯一の正常な形態である。この両形態以外では、地代はただ本来の独占価格にのみ基づきうる。そしてこの独占価格は、商品の生産価格によっても、価値によっても規定されず、買手の欲望と支払能力とによって規定されているもので、その考察は、市場価格の現実的運動が研究される競争論に属する」^⑥。

マルクスの言うところは、こうである。差額地代、および絶対地代は、自由競争段階の自動調節機構である平均利潤法の貫徹のための形態的要請によって、この両地代がもたらした超過利潤は、土地所有者に地代として帰属した。したがって、この「両形態」―差額地代と絶対地代―は、資本一般の段階範疇に属する「唯一の正常な形態」である。これに反して、この両形態からは区別されたところの「独占地代」は、差額地代や絶対地代の場合のように、地代としてくりこまれることもなければ、資本みずから平均利潤として処理しえたであろうような剰余価値超過分ではなく、平均利潤の法則をもっては処理しえないような剰余価値超過分―すなわち、超過利潤―に他ならない。したがって、この独占地代は、いわゆる正常の形態ではありえず、非正常の形態といわなければならないであろう。マルクスは、この非正常の形態を「本来的独占」と名づけた。マルクスの規定によれば、この「本来的独占」は、「価値によっても、生産価格によっても規定されず」、「買手の欲望と支払能力によって規定」されるべきものであった。言いかえれば、それは、価値≠価格が前提されている資本一般の段階範疇では語りえないものであった。だからマルク

スは、この本来的独占価格の考察は、「市場価格の現实的運動」が「研究」される「競争論に属するもの」として、現行『資本論』—資本一般—体系の圏外に排除したのである。

さらに、マルクスは、「価値」によっても、「生産価格」によっても規定されず、もっぱら買手の「欲望」と「支払能力」によって規定されるものとして、ブドーやブドー山を例にとって本来的独占を根拠づけている。ブドーやブドー山は、他の一般的商品と異なって、代替性がなく需要が供給を本来的に超える。これに対して代替性のある一般的商品は、たとえ一時的に需要が供給を超えて独占価格が形成されても、それは一時的であり、すぐ消滅すべきものである。いわば、資本一般の独占価格というべき性格のものである。マルクスが、希少財たるブドーやブドー山等の諸商品の独占価格を本来的独占と規定したのは、代替性がなく、需要が供給を長期体制的に超えるために、一時的でなく本来的・永久的に独占価格を形成するからである。故に、本来的独占価格が実現する超過利潤は、永久的に固定化する。ここには、買手競争があるだけで売手競争はない。価値と価格は長期体制的に背離する。価値と価格は隔絶する。

以上の展開からも明らかのように、本来的独占の対象となる商品は、大量商品中の少量であった。さらに経済的独占や法律的独占の作用範囲は、自然的独占（自然資源に関する独占）のそれと比較すると限定されている。同時に、本来的独占は、経済的独占や法律的独占にくらべて超歴史的性格をもつ。それにもかかわらず、我々は、現代の長期体制的な独占利潤の根拠を本来的独占に求められうる、と考える。なぜならば、現代では代替性可能な商品でさえも、まるで「需要が供給を自然的本来的絶対的にこえる非代替的自然資源すなわち希少財」でもあるかのように「法外な独占価格を指令」^⑦してくるからである。すなわち、本来、「独占者の意志」による「自発的価格騰貴」でありな

から「誘発的価格騰貴」でもあるかのような「顔」をして「独占価格」を「指令」^⑧してかかるからである。

このように考えると、現代の法外な独占利潤は、社会的総生産過程で生産された総価値による補添以外に他の源泉があるはずだ、と考えられる。では一体、その新たな追加源泉は、いかなる点に求められるべきであろうか。

平瀬巴之吉教授は、それに関して次のように言われる。

「現代の独占利潤は、生産利潤論、価値分配論、要するに実物分析の論理だけでは説明しきれない部分を残す。

『利潤は剰余価値の現象形態である。』と実物的にばかりい、きれない部分が存在する。……この部分こそ、ひとまず貨幣利潤として、生産利潤ならぬ流通利潤だとわたくしはい、きるのである。^⑨」

見られる通り、教授は、独占利潤の源泉を貨幣⇌流通利潤に求めておられる。さらに、教授は、貨幣⇌流通利潤の実体を次のように規定しておられる。

「世には、現在の期間において生産され、市場で買いをまわっている商品だけでなく、過去において生産され、現在ではすでに流通界から姿を消し、諸個人の財産となっている富が無数にある。……貨幣は、すでに諸個人の財産となつて眠る無数の富をふたたび流通界によびもどす魔性の力であり、収奪を購買に隠蔽し合理化する手段である。……貨幣は過去の富の購買という形で貧困からの収奪を美化する。そのためにこそ、一見、実体である価値に対応しない空な貨幣を、利潤として流通から作出し蓄積し集中保有することが、独占資本にとって絶対必要だったのである。^⑩」

「彼ら（窮乏した国民大衆、及び中小企業等——引用者）は、過去の富を貨幣に代えて必要資金を調達する必要にしばしば迫られる。消費者は消費者で、必要および臨時の生活資金や税金の調達のためにも、過去の富を売却する必要性にしばしば迫られる。——このように過去の富が貨幣に代えられる必然性は厳存する。こうして、独占資本が独占⇌流

通利潤として蓄積吸収した貨幣は、富に化け変る。^①

以上の引用文から明らかなように、教授は、貨幣 \parallel 流通利潤の実体を「過去の富の収奪」に求めておられる。更に教授の言われるところを要約してみよう。

自由（完全）競争—資本一般—の段階では、総価値 \parallel 総生産価格という命題が成立するし、またそれが、その段階での論理的前提であり、総価値 \parallel 総生産価格という命題は、現在生産されて市場で買いをまつ商品についてのみ妥当するものである。すなわち、フローについてのみである。この前提からすれば、過去に生産され、現在ではすでに流通界から消失された富が、再び市場に動員された場合には、総価値 \parallel 総生産価格という命題は成立しえない。何故ならば、過去の富は、平均利潤、従って生産価格の形成運動には参加しないからである。故に、総価値 \parallel 総生産価格という命題は、フローの理論であり、ストックの理論ではない。従って、たとえ「過去価値」の現在「価値換算高」が「論理的技術的」に「可能」で、そのうえで「価格が割引評価」されたところで、「価値と価格」が「一致」しているという「保証」は何もない。しかも、過去の富の市場への再動員は、現代資本主義の大きな特質である。たしかに自由競争の段階にあっても過去の富は再動員された。しかし、その量は今日とは比較にならないほどわずかであった。^②

過去の富を媒介とした過去価値と現在価値の価格差——そこから生ずる法外な貨幣 \parallel 流通利潤、これが、教授のいわれるところの独占利潤の実体であった。

以上のように、我々は、現在の法外な独占利潤を貨幣流通利潤であると定義される教授の論理展開を基本的には支持する。けだし、通説的なマルクス主義的理論の採用を拒否され、マルクス『資本論』の世界—すなわち、価値法則

の作用によって形成される価値・価格一致、生産価格・平均利潤法則の体系——を否定した基礎上で、現代資本主義下での独占価格・独占利潤を語っておられるからである。

だが、我々は、現代の法外な独占利潤を貨幣流通利潤と定義することには賛同するが、その実体的根拠を「過去の富」におかれる教授の方法に対して根本的なところで疑問をもつ。

すなわち、大島教授が、いわれるように、平瀬教授の論理を辿っていくと、独占段階では、非独占諸階級のもとでの「ストック」の増加は原則としてありえないから、かれらのもとでの「ストック」の蕩尽は時間の問題にすぎない。そうだとすれば、ある時間の経過の後には、独占利潤の源泉は、年々の剰余価値以外にはありえなくなるか、あるいは、独占資本が「法外の利潤」を追求しつづけるかぎりには、諸階級の再生産そのものが不可能となり、独占資本主義は、大八車が坂道をころげるように、一途に崩壊に向って蔦進することになるのではなからうか。このように考えると平瀬教授の所説は、マルクス主義的通説への帰着か資本主義の自動崩壊論の提唱でしかないように思えるのである。^⑬

また、流通に出戻ってくる「過去の富」が価値規定をもたないというのも疑問である。もともと社会的必要労働時間による価値規定とは、現存の生産力水準である商品を再生産するのに要する労働時間が価値基準をなすことを意味するのであり、「過去の富」も流通に出戻るかぎりでは、当然そのような価値規定をうけとらざるをえないと考えられるからである。^⑭もしそうだとすれば、過去の蓄積された富から成る独占利潤の実体も自由（完全）競争段階の基本的経済法則たる価値法則の規制をうけざるをえず、結局、独占段階の独占利潤も独占以前の利潤も本質的差異がないと考えるべきであらう。

従来のマルクス主義的諸学説を否定され、独占利潤の実体を貨幣流通利潤と規定された平瀬教授の方法論も、結局のところマルクス『資本論』—価値論の世界—から自由たりえなかったのである。

然るに、教授は、最近「過去の富」説を否定され、ケインズにも匹敵すべき貨幣的経済理論を展開され、貨幣流通利潤をキャピタルゲイン (Capital Gain) によって根拠づけるといふ注目すべき野心的な試みをしておられる。^⑮

他日を期し、教授の新たな見解を検討してみよう。

注

- ① 宇野弘蔵、『経済学方法論』一〇〇ページ。
- ② 新田俊三、御園生等、『独占価格』三ページ
- ③ 同右、一四八ページ
- ④ Paul M. Sweezy, The theory of Capitalist Development. p. 270~271、中村金治訳、『資本主義発展の理論』三六九ページ
- ⑤ 宇野弘蔵、『経済学方法論』四八ページ
- ⑥ Das Kapital, III, SS. 813~814 邦訳『資本論』、第三卷、九五六—九五七ページ
- ⑦ 平瀬巳之吉、『独占資本主義の経済理論』二二七ページ
- ⑧ 同右、二八五—二八六ページ
- ⑨ 同右、二九七ページ
- ⑩ 同右、二八九—三〇〇ページ
- ⑪ 同右、三〇〇—三〇一ページ
- ⑫ 同右、三〇二ページ

独占価格について (尾文)

独占価格について(尾文)

- ⑬ 大島雄一、『価格と資本の理論』四三九ページ
- ⑭ 同右 四三七―四三八ページ
- ⑮ 平瀬己之吉、『独占分析の型と批判』(未来社)を参照されたい。